

理事職務権限規程

令和5年9月29日制定

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人ピッコラーレ(以下「ピッコラーレ」という。)の理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第2条（法令等の順守）

理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

第3条（理事）

理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

第4条（代表理事及び副代表理事）

- 1 代表理事及び副代表理事の職務権限は、法令、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 代表理事は、理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- 4 副代表理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 代表理事及び副代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3章 補則

第5条（細則）

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

第6条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

（施行日）

この規程は、令和 5年10月1日から施行する。

別表：理事の職務権限

項目	決裁権者	
	代表理事	副代表理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○	
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関する事	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	
規程案の作成に関する事	○	
国外出張に関する事	○	
国内出張(役員、重要な使用人)に関する事	○	
支出に関する事		
1件200万円以上	○	
1件200万円未満		○
セミナー等事業の実施に関する事		○
職員の教育・研修に関する事		○
渉外に関する事		○
福利厚生(役員含む)に関する事		○
契約の締結	○	
外部への文書発信	○	
特に重要なもの	○	
重要なもの		○
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○
総会・理事会に関する事	○	
会費・寄付に関する事	○	